

【該当部分抜粋】

防衛省訓令第37号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項の規定に基づき、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年10月13日

防衛大臣 一川 保夫

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令

（幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部改正）

第1条 幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を削り、「有する者で」を「有する者であつて、」、「したものは」を「し、かつ、医師国家試験に合格したものは」に改め、同項各号を削る。

第6条中「次の各号のいずれかに該当する」を削り

、「有する者で」を「有する者であつて、」に、「したものは」を「し、かつ、歯科医師国家試験に合格したものは」に改め、同条各号を削る。

第7条中「次の各号のいずれかに該当する」を削り、「有する者で」を「有する者であつて、」に、「したものは」を「し、かつ、薬剤師国家試験に合格したもの（**薬剤師法第15条に規定する者に限る。**）は」に改め、同条各号を削る。

（幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正）

第2条 幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成22年防衛省訓令第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「の薬剤科幹部候補生への任用については、この訓令」を「が次に掲げる要件を満たす場合には、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令（平成23年防衛省訓令第37号）」に改め、「（以下「改正後任用等訓令」という。）」を削り、「なお従前の例による」を「薬剤科幹部

候補生試験を受けることができる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 年齢 20 歳以上 25 歳（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院において正規の薬学の課程を 2 年以上修め、薬学修士の学位を受けた者にあつては 27 歳）未満であること。

(2) 日本国籍を有すること。

~~(3) 大学において正規の薬学の課程を修めて卒業していること。~~

附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用を受けた者のうち薬剤科幹部候補生試験に合格し、かつ、薬剤師国家試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。

附 則

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。